

新型コロナウイルス感染症拡大で経営に影響を受けている
市内事業者の皆様へ。三笠市商工会からのお知らせです。

相談窓口開設のご案内

事業に必要なお金のこと、厳しい状況の中で事業を継続させていくこと、事業主の皆様の家族や従業員に関すること、事業の先行きに不安を感じている、国や北海道などの施策の活用の仕方やどんな施策を活用できるかなど、事業者の皆様のご相談をお受けし解決策を一緒に考えます。お悩みや不安は一人で抱え込まず、ぜひ商工会にお聞かせください。

開設日 令和2年5月 **1日(金)**・**2日(土)**・**3日(日)**

受付時間 9:00~12:00 13:00~16:00
※窓口混雑時にはお待ちいただく場合がございます。

場所 三笠市商工会

<相談いただける内容> ※経営に関することであればどのようなことでも承ります。

◆新型コロナウイルス関連の各種施策の活用に関する相談

国の持続化給付金（最大、法人200万円、個人事業者100万円）に関すること
北海道の休業要請等に取り組む事業者への支援金（法人30万円、個人事業者20万円、酒類提供時間の短縮10万円）に関すること ほか

◆資金繰りに関する相談

融資制度（国、北海道、三笠市ほか）や利子等補給制度の活用に関すること
資金繰りに関する経営相談 ほか

◆その他施策活用及び経営に関する相談

設備投資や販路拡大による経営維持、再構築に関すること
各種補助金、助成制度の活用による新たな取組みに関すること ほか

★お問合せは、（※上記以外でもご相談は承っております。月～金 9:00～17:00）

三笠市商工会 ☎ **2 - 2249** まで 三笠市若草町405番地9

【商工会とは、】

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づき、地域事業者の経営支援を行う公的機関で、経済産業大臣が認定した経営指導員が配置されていますので、安心してご相談いただけます。また、会員以外の事業者の方のご相談も承ります。